

## [事案 28-233] 保険料支払義務不存在等確認請求

- 平成 29 年 8 月 4 日 和解成立

### <事案の概要>

保険会社からの保険料支払請求に対し、保険料はすでに全額納付している等の理由により、保険料の支払義務は存在していないことの確認を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成元年 7 月に契約した個人年金保険について、28 回分の年払保険料のうち、最後の 1 回分が不足していたとして保険会社から支払いを求められたが、以下の理由により、保険料の支払義務はないことを確認してほしい。

- (1) 募集人から保険料を全期前納すると説明されており、契約時に全期分の保険料を支払い、保険料の支払いは完了している。
- (2) 仮に、保険会社に保険料の請求権があるとしても、契約時から 27 年余りが経過しており、消滅時効により請求権は消滅している。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約は、初回分および 26 回分の保険料が前納されているが、最後の保険料は平成 28 年に支払う内容となっている。
- (2) 全期ではなく 27 年分の保険料を前納することは不自然であり、全期分の前納保険料という説明があった可能性は否定できない。しかし、仮に誤った説明があったとしても、募集人の説明内容通りの契約が成立するものではない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の事情およびその後の相手方の対応等について把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。なお、募集人はすでに退職しており所在不明のため、事情聴取は実施できなかった。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の主張する契約が成立していること、および保険会社の保険料の請求権が消滅していることは認められないものの、苦情段階から保険会社より和解提案がなされていることや紛争の早期解決等の観点から、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。